

認定職業訓練事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づき、職業に必要な労働者の能力（職業能力）の開発及び向上の促進を図るため、認定職業訓練実施団体が行う法第24条第1項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）の運営に要する経費並びに認定職業訓練実施団体又は市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が認定職業訓練のための施設及び設備を設置又は整備をするために要する経費について、当該認定職業訓練実施団体及び市町村に対し、予算の範囲内において認定職業訓練事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業事業主 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業、飲食店又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業又は飲食店を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主
- (2) 中小企業事業主の団体 団体の構成員に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上である団体
- (3) 認定職業訓練実施団体 認定職業訓練を行う法第13条に規定する事業主等（ただし事業主にあつては中小企業事業主、事業主の団体又はその連合団体にあつては中小企業事業主の団体及びその連合団体に限る）

(交付の対象等)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の算定基準等及び補助金の限度額は、別に定める。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、別表に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額と、別に定める算定基準により算定して得た金額のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、補助事業年度の5月20日までとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、別表に掲げる補助事業の区分欄のうち施設費及び設備費に係る補助金の交付申請をしないときは、第3号の添付を要しないものとする。

- (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 認定職業訓練施設・設備に係る設置・整備計画書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 配分された経費の20%以内の額の流用に伴う増減
 - ロ 短期間の訓練課程の補助対象人員の10%以内の減少
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具類については、第13に規定する期間を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産等を処分する場合には、別に定める方法により算定した額を県に納付させることがある。
- (7) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、補助事業に関する帳簿及び書類とともに、これを当該補助事業の完了の日（当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(交付の決定等までの標準的処理期間及び通知)

第7 知事は、補助金交付申請書等を受理した日から起算して1か月以内に交付の決定（決定の変更、中止又は廃止を含む。）を行い、通知するものとする。ただし、補助金交付申請書等に不備があつたとき又は補助金交付申請書等の内容を実地に調査するなど時間を必要とするときは、その期間を延長することができるものとする。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、補助事業実施年度の10月31日現在で別記様式第4号により作成し、翌月の11月10日までに知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、その提出期限は、補助事業の完了した日又は廃止の承認の日から1月を経過した日若しくは交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 規則第12条第1項により前項の報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書
- (2) 補助事業経費の収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 仕入控除税額が確定した場合の補助金の返還は、次のとおり行うものとする。

- (1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）には、別記様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月10日までに、知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

- (2) 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の交付方法)

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第21条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具類とする。

(処分の制限を受ける期間)

第13 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

(財産等の管理及び処分等)

第14 財産等の管理及び処分等は、別に定めるところによる。

(書類の提出部数)

第15 この要綱により提出する書類の提出部数は、各1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 認定職業訓練事業費補助金交付要綱（昭和58年6月13日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月9日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

別表（第3第1項関係）

補助事業の区分	補助対象経費	補助率
1 運営費	<p>認定職業訓練実施団体が行う認定職業訓練の運営に要する経費で次に掲げるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金又は手当に要する経費 2 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する経費並びに機械及び器具類の設備の購入等に要する経費 3 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費 4 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材の購入等に要する経費 5 集合して行う先端技術に関する技能の習得に必要な学科又は実技の訓練に要する経費 6 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費、その他知事が必要かつ適当と認める経費 	3分の2以内
2 施設費（市町村又は認定職業訓練実施団体が認定職業訓練のための施設を設置又は整備する場合に限る。）	集合して行う認定職業訓練の学科又は実技の教室及び実習場等の施設を設置又は整備をするために要する経費	3分の2以内
3 設備費（市町村又は認定職業訓練実施団体が認定職業訓練のための設備を設置又は整備する場合に限る。）	集合して行う認定職業訓練の学科又は実技に使用する機械及び器具類の設置又は整備をするために要する経費	3分の2以内